

国の農業改革に関する意見書

日本の農業をめぐる環境が大変厳しい状況にある中、農業従事者や関連機関は農業の成長産業化へ向け、鋭意取り組んでいるところである。

このような中、農業改革を含む規制改革実施計画が閣議決定されたが、その内容は、地方の実態からかけ離れたものも多く、とりわけ組織制度の変更は、農業の成長産業化に向けた実質的な改革の進展を妨げることが懸念される。政府が昨年 12 月に示した米政策等の見直しを受けて、関連施策の推進に貢献している農業協同組合（以下、「農協」という。）や農業委員会の改革が拙速に行われることになれば、現場には大きな混乱が生じることが懸念される。

よって、国において今後具体の措置や法制化を検討するにあたっては、農業従事者、農業機関・団体、地域住民など関係者の意見を幅広く聞き、地域の農業と農政の実態を踏まえ、下記の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

- 1 中央会制度の見直しや単協の行う事業の見直しについては、農協が地域で果たしてきた役割等を踏まえ、その機能が十分に維持されるよう慎重な議論を行うとともに、組織及び事業に関する農協の自己改革を尊重し、必要な支援を行うこと。
- 2 農業委員の公選制廃止の方針とされたが、真に地域からの信頼を得ることのできる委員が選任され、地域の農業従事者の声を代弁し、行政との橋渡し役を務めることができるよう、選任の具体的方法については公選制の存続を含めて慎重に検討すること。
- 3 県農業会議・全国農業会議所制度の見直しについては、これまで県農業会議等が担ってきた農業・農村現場との連絡調整、農業委員の研修等の役割を引き続き果たすことができるよう、その役割、組織の在り方及び法律上の位置付けを慎重に検討すること。
- 4 農業生産法人の役員要件緩和は、他業種の農業参入や農地取得、その後の事業拡大を容易にする一方で、農業生産法人の倒産や撤退により耕作が放棄されることになれば、地域に大きな影響を与えることが懸念されるため、要件緩和については現場の実態を十分に踏まえて検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 7 月 4 日

衆議院議長	伊吹文明	殿
参議院議長	山崎正昭	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
農林水産大臣	林芳正	殿
内閣府特命担当大臣	稲田朋美	殿
(規 制 改 革)		

山形県議会議長 鈴木正法